

令和7年4月28日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、
中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

中区役所市民部市民課（市役所サービス・コーナー）

別紙のとおり

2 委任させた事務

(1) 戸籍全部事項証明書等、戸籍及び除かれた戸籍の謄本・抄本、住民票の写し、
住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、身分証明書並びに印鑑登録証明書
の手数料の収納

(2) 徴収金に係る諸証明書の手数料の収納

3 委任年月日

令和7年4月1日

4 委任期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(別紙)

市役所サービス・コーナー区分任出納員

所長 長尾 三男

主事(シニア) 四辻 由美子

業務推進員 岩田 和枝

業務推進員 小池 由美

業務推進員 畝川 愛子

業務推進員 井ノ口 公子

業務推進員 田中 綾子

業務推進員 西尾 克己